

## メール119番における利用の 申込み・変更・取消し 届出書

令和 年 月 日

糸魚川市消防長

届出者住所 糸魚川市 \_\_\_\_\_

届出者氏名 \_\_\_\_\_

## 【届出の選択】

届出の種別	・新規利用申込み	・記載事項（メールアドレス等）の変更	・利用解除
-------	----------	--------------------	-------

## 【利用者登録情報】

フリガナ		生年月日	性別
氏名		大・昭 年 月 日 平・令 ( 歳)	男・女
住所	〒 _____ 糸魚川市		
携帯電話メールアドレス	_____ @ _____		
パソコンメールアドレス	_____ @ _____		
自宅電話番号・Fax番号	_____ /Fax _____		

## 【緊急連絡先】

氏名	続柄	電話番号	住所

## 【手話通訳の派遣希望】

・救急車を要請された場合などに、消防署から手話通訳者の方に直接連絡して、自宅や搬送先の病院に向かってもらうように依頼します。（どちらかの □ に○を記入してください。）

 派遣を希望する。

 派遣を希望しない。

注1 届出の種別欄の該当部分に○で囲んで選択してください。

注2 利用取止めの場合は、届出の種別欄の「利用取止め」に○を付け、住所・氏名のみ記入し提出してください。

問合せ：糸魚川市消防本部 警防課 通信指令係  
〒941-0069 糸魚川市南寺島 2-10-20  
Tel552-0119/Fax552-6925  
E-mail fd@city.itoigawa.lg.jp

## 「メール119番」通報システムについて

### ＜サービス概要（平成15年3月より）＞

・聴覚等に障害のある方が、急に具合が悪くなった時や火災を発見した時などに、自らが携帯電話機やインターネット端末機（パソコン等）により消防本部へ通報し救急車や消防車を呼ぶことができるものです。

※聴覚等に障害がある方とは、耳の不自由な方及び音声・言語・そしゃく機能の不自由な方をいいます。

### ＜サービス利用対象者＞

・糸魚川市に在住されている方で、緊急通報を必要とされる方を対象として、あらかじめ消防本部に登録された方を対象とさせていただきます。

・なお、サービスは強制ではありません。

### ＜サービス利用方法＞

・「メール119番における利用の 申込み・変更・取消し 届出書」に記入します。

また、届出書の中に、【緊急連絡先】の欄がありますが、救急車や消防車を利用した際に概要を連絡したい方がいる場合は、本人に代わって連絡します。

・登録後、消防本部から確認のメールが発信されますので、メールの文章を変更せずに「メール119番」のアドレスへ返信してください。その際、受信した「メール119番」のアドレスは電話帳へ登録してください。

#### メール通報内容

- (1) 種別（火災・救急・救助）
- (2) 住所（火災の発生した場所・救急車等の向かう場所）
- (3) 状況（風呂場からの出火…何歳の誰が倒れた…等）
- (4) あなたの住所・氏名・年齢・性別（メール送信時の署名貼付の設定をお願いします。）

#### メール通報要領

消防本部の通信指令室が「メール119番」通報を受信すると、必ず「〇〇さんのメールを受信しました。消防車(または救急車)が向かいます。」という内容のメールを返信します。

しかし、メール送信時の場所や時間帯によって、送受信に時間がかかったりする場合が予想されますので、送信後は必ず返信メールが届いたことを確認してください。

もし、返信メールが届かない場合は、システム状態や電波状況などにより「メール119番」に受信されていない可能性もありますので、再度送信するとともに付近の人にも助けを求めてください。

#### ※注意事項

- (1) 「メール119番」のアドレスは緊急時、すぐに使用できるように各メール端末機（携帯電話やパソコンなど）のアドレス帳に登録してください。
- (2) あらかじめ、返信メールが届くように設定してください。（現在、お使いの機種で指定アドレス外着信拒否やドメイン指定外着信拒否の設定をしていると返信メールが着信できません。）
- (3) 糸魚川市内の火災・救急などに限ります。
- (4) 「メール119番」は有料です。（通常の通信料金がかかります。）
- (5) 登録させていただいた個人情報、目的外の使用は一切致しません。

## その他（特記事項）

・緊急時、あなた様との意思の疎通がスムーズに行えるためにも、コミュニケーション方法を  
確認させていただきたいのですが、差し支えがなければ御記入してください。